

港区家庭用生ごみ処理機等購入費助成金交付要綱

平成19年9月30日

19港産清第538号

(目的)

第1条 この要綱は、家庭用生ごみ処理機及びコンポスト容器(以下「生ごみ処理機等」という。)の購入に要する費用の一部を助成することにより、生ごみ処理機等の使用を促進し、もって生ごみの減量化及びリサイクルの推進を図ることを目的とする。

(助成対象世帯)

第2条 助成金の交付対象は、次に掲げる要件を備える世帯とする。

- (1) 区内に住所を有し、生ごみ処理機等購入日から6か月以上区内に居住する予定であること。
- (2) 生ごみ処理機等を購入し、区内で継続して使用できること。
- (3) 過去3年以内にこの要綱による助成金の交付を受けたことがないこと。
- (4) 助成金の交付申請時において、生ごみ処理機等を購入した日から3か月を経過していないこと。

(助成対象機種)

第3条 助成金の交付対象機種は、次のとおりとする。

- (1) 家庭用生ごみ処理機(ディスポーザー式のものを除く。)
- (2) コンポスト容器

(助成金額)

第4条 助成金の額は、一世帯につき、1台の生ごみ処理機等本体の購入費用(消費税を含む。)の2分の1に相当する額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)と20,000円のいずれか少ない額とし、予算の範囲内で助成する。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする世帯の世帯主又はこれに準ずる者は、港区家庭用生ごみ処理機等購入費助成金交付申請書(第1号様式)に、領収書又は購入が確認できる書類を添えて区長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第6条 区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付を適当と認めるときは、交付額を決定し、港区家庭用生ごみ処理機等購入費助成金交付決定通知書(第2

号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、審査の結果、助成金の交付を不相当と認めるときは、港区家庭用生ごみ処理機等購入費助成金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第7条 助成金の交付決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、港区家庭用生ごみ処理機等購入費助成金交付請求書兼支払金口座振替依頼書(第4号様式)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の請求があったときは、助成金を交付する。

(助成決定の取消し)

第8条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2)助成金の交付決定の条件に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、港区家庭用生ごみ処理機等購入費助成金交付取消通知書(第5号様式)により助成決定者に通知する。

(助成金の返還)

第9条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既にその取消に係る部分の助成金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境リサイクル支援部長が定める。

付 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。